

平成26年度 社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

昨年度、本会ではあきる野市災害ボランティアセンター設置・運営訓練を、災害ボランティア事前登録者や東京都社会福祉協議会、西多摩ブロック社会福祉協議会等の協力を得て、東京都・あきる野市合同総合防災訓練と同時間帯で訓練を実施し、あきる野市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルに基づき、被災者支援のために活動するボランティアの受付からマッチング、送り出し、活動終了までスムーズに進めることができるか検証した。

本年度は、この訓練を基に本会が運営する「災害ボランティアセンター」が災害時には非常に重要であることを念頭に置き、災害が発生した場合にボランティアが大きな力を発揮できる体制を整える。

また、平成23年度からスタートしたあきる野市地域福祉活動計画（第3期）は、平成27年度までの5ヵ年であるため、計画最終年の前年である平成26年度から実施状況を集約するなど、第3期計画の評価作業を開始するとともに、第4期地域福祉活動計画策定に向けて地域の現状と課題を取りまとめるため、地域福祉に関するアンケート調査等を実施する。

さらに、計画の目的である「あたたかな笑顔あふれる地域社会の実現」に向け、市民の参加による助け合い活動や、行政・ボランティア団体等との連携と協働により、支えあいや地域とのつながりやすい環境を整える。

本年も、地域福祉活動計画の基本理念である「市民の参加と支えあいによる福祉のまちづくり」を実現するため、あきる野市の地域福祉を推進する民間の中核組織として、役職員一丸となって事業遂行に邁進する。

2 重点目標

（1） 市民とともに協働のまちづくりを進める

本年も、ふれあい福祉委員会、ふれあいサロン等の小地域福祉活動を推進するとともに、ふれあい食事サービス、有償家事援助サービス、移送サービス等の市民参加型事業の展開を中心に、ボランティア・市民活動へ市民が気軽に参加できるよう各種事業を実施する。

また、市内小・中・高等学校への福祉教育支援、「夏！体験ボランティア」等のボランティア活動の啓発事業により、市民自らによる地域福祉の実現に向けての活動を推進する。

（2） 利用者の視点に立った福祉サービスの提供

市民との協働により実施している、ふれあい食事サービス、有償家事援助サービス、福祉理容サービスなどの福祉事業の実施にあたっては、引き続き利用する市民の皆様の立場に立ったサービスを提供する。

また、介護保険事業、障がい者通所施設等では、利用者の福祉サービスの実現のため、利用される方々と同じ視点に立ち、利用者自身が気づかない潜在的なニーズ発見に努め、生活の質を高めるための提案をする。

（3） 誰でも安心して受けられる相談支援体制の充実

地域包括支援センターや権利擁護係の専門職における相談支援事業や、低所得者支援のために相談員を設置して、受験生チャレンジ支援貸付事業や生活福祉資金貸付事業の相談に対応する。

また、個人情報保護法及び苦情解決に関する実施規程を遵守するとともに、市民一人ひとりが身近で安心して、気軽に相談できる支援体制の充実を図る。

なお、権利擁護係において、福祉サービスを安心して利用できるための福祉サービス総合支援事業や、成年後見制度の利用を促進するための、成年後見活用あんしん生活創造事業を実施する。

(4) 市民の目線で見える社協の活動

社協が実施する福祉事業が市民に認知されるように、市民の目線に立った運営を行う。

また、市民ボランティアが行う福祉活動がはっきり市民に伝わり、活動内容が市民に理解され信頼されるよう、「あいネットあきる野」やホームページなどの広報活動の充実を図る。

3 一般会計

(1) 法人運営事業

ア 組織運営事業

- ① 理事会・評議員会の執行並びに最高議決機関としての機能の充実と、その意思決定に基づき、合理的・効率的な事業展開が可能な組織づくりを図る。
- ② 財政基盤の強化を推進するため、介護保険事業や障害福祉サービス事業収益の安定、会費の使途をより明確にするとともに、社協の支援を目的にしたバザー、チャリティの実行委員会の活動を支援する。
- ③ 職員の適正な人員配置を基本にOA機器等の積極的導入を図り、効率的な事業展開を図る。
- ④ 事業を円滑に運営するため、行政、町内会・自治会連合会、民生・児童委員協議会及び地域福祉関係団体等との密接な連絡調整を図るとともに、東社協、社協西多摩ブロックとの連携を強化する。

イ 調査・研究事業

- ① 社協事業の把握と役職員の連携を強化するため、役員研修を実施する。
- ② 複雑・多様化する福祉サービスに的確に対応するため、他社協の状況等を把握し、事業運営に反映する。
- ③ 研修計画書に基づき、関係諸機関の実施する研修に参加し、職員の資質向上を図る。
- ④ 安全運転技能の向上と安全運転を慣行するため、安全運転講習会を実施する。

ウ 普及宣伝事業

- ① 広報「あいネットあきる野」を隔月発行し、市民へ福祉情報を提供するとともに、設置スペースをより一層開拓し社協事業への理解と福祉意識の啓発を図る。
- ② ホームページにより、各事業内容の紹介や利用方法の案内、行事の日程などタイムリーな情報を公開し、利用者が社協の情報を得やすい環境を整備すると共に、積極的な情報の発信により開かれた社協を目指す。
- ③ 市広報、地域新聞等の協力を得て福祉事業の普及宣伝を図る。
- ④ 社協事業をPRするため、第20回あきる野市産業祭に出展する。

エ 援護事業

- ① 火災等による罹災世帯に対し、行政と連携を取り災害見舞金を給付する。
- ② 寄付物品を収受し福祉施設等へ配付する。

オ 職員の災害時初動マニュアルの改定及び訓練

- ① 災害時に備えて職員に配付した初動マニュアル（携帯版含む）を改定する。
- ② 災害時に備えて、伝言ダイヤル等を利用し伝達訓練を実施する。

(2) 有償家事援助サービス事業

ア 家事援助サービス事業

高齢者や障がい者及びひとり親家庭等で、公的な制度では対象とならない援助（主とし

て家事援助)を必要とする世帯に1時間800円の利用料で、地域住民のたすけあい活動による在宅福祉サービスを提供する。また、担い手である協力員の資質向上及び意見交換を目的に必要なに応じて研修会や連絡会を開催する。

なお、平成27年度の介護保険法等の改正により、本事業において、軽度者への対応をおこなうことが考えられるため、関係者とともに検討を進める。

事業利用予定数等

区分	利用者数	利用回数	利用時間
月	46人	124回	235時間
年	552人	1,488回	2,820時間

イ 移送サービス事業

高齢者や障がい者等で公共の交通機関等の利用(移動)が困難な方に1時間800円の利用料で、社協の車両を使用して、病院等への送迎を地域住民のたすけあい活動による在宅福祉サービスを提供する。また、利用者の安全確保のため、道路運送法や福祉有償運送事業の運営要綱等に基づき、担い手である協力員を対象に安全運転や乗降介助などに関する研修を必要に応じて実施する。

なお、平成26年度は、福祉有償運送事業の指定更新年にあたるため、行政と連携を図りながら、指定更新事務を進める。

事業利用予定数等

区分	利用者数	利用回数	利用時間
月	60人	195回	280時間
年	720人	2,340回	3,360時間

ウ 心身障害児(者)一時預かり事業

日常生活において介護を要する障がい児(者)で、愛の手帳または身体障害者手帳を所持する方のいる世帯において、保護者又はその家族の疾病等により介護が一時的に困難となる場合に1時間400円の利用料で、地域住民のたすけあい活動による在宅福祉サービスを提供する。

なお、本事業は、平成6年度から実施しているが、障害者総合支援法における移動支援事業の充実など、公的サービス容が充実されてきたことにより、一定の役割を終えつつあると考えられるため、家事援助サービスの中で包括的に実施することを検討していく。

事業利用予定数等

区分	利用者数	利用回数	利用時間
月	2人	5回	18時間
年	24人	60回	216時間

エ 「あつとほ一む」機関誌発行事業

有償家事援助サービス事業の紹介及び理解のため、協力員有志の協力を得て発行する。

(3) 高齢者・母子福祉・障がい者福祉事業

ア 福祉理容サービス事業

寝たきりや障がいなどの理由で外出困難な方を対象に、「あきる野市福祉理美容の会(登録者11名)」の協力を得て、自宅訪問により理容を実施する。

【利用見込】 利用者数：60名

発行枚数：240枚(基本発行枚数180枚・追加発行枚数60枚)

イ 親子レクリエーション事業

障がい児(者)・ひとり親家庭の親子の交流、思い出作りの機会、世帯間の交流を促

進する機会を提供することを目的に、親子レクリエーション事業を実施する。

なお、事業内容については、参加者へのアンケート結果などを参考に決定する。

【実施予定日】 平成26年9月上旬土曜日

【参加見込】 ひとり親家庭25世帯 60名・障がい児(者)家庭25世帯 60名
ウ ふれあいクリスマス事業への助成・支援

秋川流域の障がい児(者)同士やボランティア等との交流を図り、障がい児(者)の社会参加への一助とすることを目的に、秋川流域社会奉仕団体等により組織された、秋川流域ふれあいクリスマス会2014実行委員会が実施する、ふれあいクリスマス会に助成・支援する。

なお、日の出町社協・檜原村社協と協働で事務局を担当する。

【開催予定日】 平成26年12月6日(土)

【来場予定者数】 500名(内、障がい児(者)250名)

【場所】 秋川ふれあいセンター

エ 身体障害者施術助成事業

身体障害者手帳を有する方を対象に、機能回復と健康維持を目的とした、鍼、灸、マッサージ代等の施術料金の一部を助成する。

【利用見込】 利用者数：13名 年間利用回数：52回

【助成金額】 1回 2,000円

オ 福祉用具等貸出事業

在宅で生活する高齢者や障がい者等の本人または介護者の負担を軽減するため及び市民の必要とする福祉活動に対し、福祉用具(車椅子、デイジー図書再生機)、福祉教育機材(小型点字器、高齢者体験キット、アイマスク、白杖)及びイベント機材(テント、綿菓子製造機、ポップコーン製造機)の貸し出しを行い地域福祉の向上を図る。

カ 福祉喫茶もろこし畑の管理・運営支援

あきる野市内の障がい者の自立及び社会参加を促進するために、秋川ふれあいセンターに設置する福祉喫茶を、あきる野市障害者団体連絡協議会と協働し、管理する。また、昼食時の音楽ボランティアのコーディネート、福祉喫茶周知等を支援する。

キ 福祉模擬店出店支援

障がい者団体等の財源確保を支援するため、あきる野市等の主催事業(スポーツレクリエーション大会・夏まつり・福祉バザー・産業祭等)の周知及び模擬店出店の取次ぎ等を行う。

(4) ふれあい食事サービス事業

70歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯、障がい者世帯等で、ご自宅での調理が困難な方を対象に、地域における「ふれあい」交流や安否確認を目的として、週1回(水曜日または木曜日)ボランティアの協力によりご自宅へお弁当を届ける。

【実施予定回数】 101回

【利用見込】 利用者数：1回あたり70名 年間提供食数：7,070食

【調理ボランティア】 活動者数：1回あたり15名 年間活動者数：1,515名

【配食ボランティア】 活動者数：1回あたり25名 年間活動者数：2,525名

ア 連絡会の実施

職員、ボランティア及び利用者が、ふれあい食事サービス事業のあり方や運営方法等を協議し、お弁当メニューの工夫・改善に努めるとともに、配達時の対応や利用者状況の確認等についての情報交換を目的とした連絡会を年2回実施する。

イ 研修会の実施

調理ボランティアを対象に、食品衛生に関する知識の向上を目的とした食品衛生講習会を、保健所に依頼し年1回実施する。なお、社協ケアセンター訪問介護事業との合同実施とする。

ウ ボランティア助成金の交付

調理・配食ボランティア活動をしている方々が主体的に情報交換等をして、活動意識や技術を向上させることを目的として、ボランティア助成金を交付する。

【助成額】12グループ 60,000円（1グループあたり 5,000円）

(5) ボランティア活動推進事業

安心して暮らせる福祉のまちづくりのため、ボランティア・市民活動に多くの市民が自発的に参加できるよう、各種情報を収集・整備し、各種相談へ対応が可能となるよう努める。また、あきる野ボランティア・市民活動センターを広く認知されるように、市民と一体となった事業の企画、啓発講座の開催、PR活動に努める。

ア ボランティア・市民活動への啓発（きっかけづくり）

市民自らが様々な福祉問題、地域問題及び社会問題に気付き、市民自らの手によって解決を図るための活動を始められるよう、以下の方法により啓発の機会をつくる。

① 社協主催及び社協登録ボランティア・市民活動団体やNPO法人等との協働による講習会・講座等の実施

多くの市民がボランティア活動に参加するきっかけとなるよう、また、社協登録ボランティア・市民活動団体等がより一層活発となるよう、各団体等の協力により、講演会、講座等を実施する。

(ア) 傾聴ボランティア養成講座及び傾聴ボランティアフォローアップ講座

市民の方を対象に傾聴ボランティアとしての基本姿勢を講師から指導してもらい、傾聴ボランティア活動がより一層活発となるよう実施する。

【募集人数】20名 【協力団体】傾聴ボランティアの会「ともしび」

(イ) 調理ボランティア養成講座

市民の方を対象に、調理ボランティアの活動に関心を持っていただき、ボランティア活動への参加促進のため、調理講習会を実施する。

【募集人数】20名 【協力団体】地域栄養士会「のらぼうず」

(ウ) 手話体験講座（入門編）

手話を初めて体験する方を対象とし、体験型の講座を開催し、手話サークルの活動に関心を持っていただき、ボランティア活動に参加するきっかけとして実施する。

【募集人数】20名 【協力団体】手話サークル「虹」、「クローバー」、「かかし」

(エ) 社協登録のボランティア・市民活動団体連絡会の開催

登録ボランティア・市民活動団体との連絡会を設けて情報交換を行ない、各団体の課題を共有し、今後の共催事業等について検討する。

② 団塊の世代を対象としたボランティア企画の実施

団塊の世代が、ボランティア活動を通して、より一層地域住民とのつながりができるよう企画を実施する。

(ア) サンタクロースボランティア事業

市内の子どもがいる家庭に、ボランティアがサンタクロースに扮してプレゼントを届ける事業を実施する。

【実施予定日】平成26年12月24日（水）、25日（木）

(イ) 熟年男性料理講習会

市内在住の熟年男性の方を対象に、調理ボランティアの活動に関心を持っていただき、ボランティア活動への参加促進のため、社協登録団体の協力を得て講習会を開催する。

【募集人数】20名 【協力団体】熟年男性ボランティア「さわやか倶楽部」

③ 子育て世代を支援するボランティア企画等の実施

子育て世代が地域の中で、より安心して暮らせるよう子育てを支援するボランティアの育成をするとともに、市民に対しボランティア活動への参加促進を行う。

(ア) 保育ボランティア養成講座

保育士や子育てサロンの運営者等から事例報告等により、子どもの接し方などを学び、保育ボランティアとして養成する講座を開催する。また、各種事業での保育ボランティアとして協力を呼び掛け、ボランティア活動の支援をする。

(イ) 子育て世代向け防災講座

子育て世代を対象に、地震発生直後からの初動動作、防災・減災の方法などを学ぶ講座を行なう。

④ 夏！体験ボランティア事業の実施

市内福祉施設・団体へ協力を依頼し、夏休みを利用して小学生から社会人までが、さまざまなボランティア活動を体験できる機会として実施し、日常のボランティア・市民活動へのきっかけづくり及び社会問題の学習の場とする。

また、協力団体（市内福祉施設・ボラ団体等）の担当者向けにボランティアコーディネーター講座を開催し、日常から施設におけるボランティア活動がより一層に活発となるよう支援を行う。

⑤ ボランティア情報等の発信

社協広報「あいネットあきる野」、ボランティア情報紙、またホームページなどにより、各種ボランティア活動情報を、幅広い年代へ提供する。

また、秋川ふれあいセンターボランティアコーナー及びふれあい広場等を使用し、ボランティア・市民活動団体紹介のためのパネル展示等を行う。

⑥ 西多摩ブロック社協ボランティアセンターとの連携

西多摩ブロック社協ボランティアセンターと連携を図り、西多摩地域の特性・共通課題に対して調査・研究を行なう。

イ 相談体制の充実

市民や団体、NPO法人からの多様な相談に応じ、ニーズに対応できるように、市内外の情報ネットワークを構築するとともに、相談業務に関わる職員自身の資質向上のため積極的に研修に参加し、相談体制の充実を図る。

ウ ボランティア・市民活動団体等の登録

① ボランティア・市民活動団体登録

多くのボランティア・市民活動団体が社協へ登録し、社協に各団体の情報を集め、市民からの相談等に活用することにより、市民のボランティア・市民活動への参加を推進する。また、登録団体に対して、市民への団体紹介等の情報提供やボランティアルームの貸出を行い、登録団体の活性化を支援する。

② 個人ボランティア登録

継続的なボランティア・市民活動情報の提供を希望する市民を登録し、ボランティア依頼があった際に情報をメール等により即時発信し、活動希望者を募り、迅速な課題解決を目指す。

③ 演芸ボランティア登録

趣味活動を通じたボランティア活動（施設慰問等）を希望する演芸ボランティア団体

や個人を登録し、団体等の一覧表の作成及び発表会等を行うことにより、福祉施設や町内会・自治会等の各種団体からの問合せがあった際の紹介等に活用する。福祉施設の利用者や市民などの余暇活動に寄与すると共に、演芸ボランティア団体の活性化を図る。

(ア) 演芸ボランティア発表会の実施

市内の各種団体の行事等に演芸ボランティアを活用してもらえるように登録演芸ボランティアの周知の場を提供する。

エ ボランティア・市民活動団体事業費助成

ボランティア・市民活動への幅広い市民の参加及びその団体活動の活性化を図り、地域福祉推進に寄与するため、あきる野市内における福祉課題や社会的課題に取り組み、公益的な活動を行なうボランティア団体・市民活動団体が実施する、社会福祉等に関する研修会及び地域福祉の向上を図ると認められる事業等の事業費を助成し、団体の事業の企画、実施の支援をする。

また、多くのボランティア・市民活動団体が事業費助成を申請できるよう本助成事業の趣旨を積極的に周知する。

オ 学校授業協力

教育機関で実施する福祉活動へのアドバイス及び必要に応じ、関係機関やボランティア団体の紹介・連絡調整を図り、学校における福祉教育の支援を行う。

カ ボランティア活動保険及び行事保険の受付

ボランティア活動中の事故に備える、ボランティア保険とボランティア・市民活動団体等が行事を行う際の行事保険の紹介及び加入手続きの受付事務を行う。

キ 災害ボランティアセンター

① 関係機関等とのネットワーク

災害に備えた関係機関、ふれあい福祉委員会連絡協議会、ボランティア・市民活動等とのネットワーク・協力体制の構築を行う。

② 災害時対応用のホームページ等の整備

災害時用ホームページ等の準備を行う。

③ 災害ボランティア養成講座の実施

市内において、大規模災害が発生した際に、多くの市民に災害ボランティアによる支援活動に参加及びセンタースタッフとして協力いただけるよう実施する。

④ 災害ボランティア事前登録

市内において、大規模災害が発生した際に、市内での災害ボランティアによる支援活動が迅速かつ効果的に行なえるように災害ボランティア登録を行う。

なお、登録者に対し、災害ボランティア関係の講座等を周知するほか、市内外で発生した大規模災害等のボランティア情報を発信する。

特に、青年会議所等の社会奉仕団体や、小中学校のPTAに積極的に参加に対する周知を行う。

⑤ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施等

「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施するとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。

⑥ 災害ボランティアリーダー養成研修の実施

登録災害ボランティアを対象として、災害ボランティアセンターの運営等に協力できるリーダーを養成することを目的に研修会を実施する。

⑦ 災害ボランティア連絡会の実施

災害時の災害ボランティアセンター運営に多くの市民の意見を取り入れられるよう、登録災害ボランティアや、ロータリークラブ、ライオンズクラブ、青年会議所と連携を

とり、災害ボランティアの連絡会を実施する。

(6) ふれあいのまちづくり事業

生活の基盤となる町内会・自治会を単位とした地域における集会や会議への参画等により、個人、団体および地域自体が抱える多様な生活課題の早期発見を図り、狭義の福祉課題に限らず、住民を中心とした住民相互の支援体制づくりに取り組み、住民、関係団体並びに専門機関との連携を通して協働を進める。

また、職員地区担当制により各地区へ積極的に出向き、福祉課題や地域課題の発見、住民との協力関係の構築並びに関係機関との連携を推進する。

ア ふれあい福祉委員会事業

① ふれあい福祉委員会の支援

町内会・自治会を単位として、住民同士のつながり、助けあう地域づくりを目的に、ふれあい福祉委員会を設置し、住民による声かけ・見守り及び訪問活動等を推進する。

また、ふれあい福祉委員の活動に必要な支援・協力を実施する。

② ふれあい福祉委員会連絡協議会の支援

ふれあい福祉委員会の代表、副代表より構成するふれあい福祉委員会連絡協議会において、ふれあい福祉委員会活動の検討及び情報交換の会議を行うとともに、ふれあい福祉委員の資質向上を目指して研修会を実施する。

(ア) 正副会長会議 年4回

(イ) 地区代表者会議 年4回

(ウ) 地区会議 年2回

(エ) 全体会議 年1回

(オ) 地区研修会 年1回

(カ) 新任研修 年1回

③ 助成金の交付

ふれあい福祉委員会が実施する事業に対し助成金を交付する。

【助成金額】 84委員会 5,340,000円

イ ふれあいサロン事業

個人の生活の変化（加齢、出産、障がい、進学、介護、引越し等）を背景に、交流の減少や閉じこもりによって、日常生活に「さみしさ」や「不安」を抱えている方が、地域の住民同士のつながりを通じて地域に居場所をつくり、「喜び」や「安心」を感じながら生活することができるよう支援する。

また、ふれあいサロンの運営に関する相談や新規設置に向けた立ち上げに関する相談を受付けるとともに、参加者の抱える生活課題を把握し課題解決に向けた取り組みを行う。

① ふれあいサロン連絡会

ふれあいサロンの適正な運営に関する情報交換、参加者の抱える生活課題を共有並びに関係団体、関係機関との連携を目的に連絡会を実施する。

② 助成金の交付

ふれあいサロンの定期開催並びに活動内容の充実を目的に、運営費として助成金を交付する。

【助成金額】 24サロン 660,000円

③ ふれあいサロンの運営

ふれあいサロンの啓発、参加者同士の交流並びに地域におけるサロン新設等を支援することを目的に、誰もが安心して参加できるモデルサロンの運営を行う。

(7) 居宅介護支援事業・居宅介護予防支援事業

介護保険制度に基づき、利用者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、次のような各種支援を行う。

- ① 介護保険法に基づくケアマネジメント・プロセス（アセスメント（課題抽出・分析）、居宅サービス計画書の作成、サービス担当者会議の開催、モニタリング（観察・評価）等）を踏まえ、「自立支援に資するケアマネジメント」の実施に努める。
- ② 主治医及びサービス事業者間の連携を図るとともに、サービスの質の向上に努める。
- ③ あきる野市やあきる野市福祉事務所をはじめ、各区市町村から委託された要介護認定申請者（更新者）に対する要介護認定調査を行うとともに、指定市町村事務受託法人として、あきる野市の新規申請者への要介護認定調査を行う。
- ④ その他、必要に応じて家族や医療機関、サービス事業者等との連携を図り、利用者が在宅において質の高いサービスが提供できるよう支援する。
- ⑤ 4月の消費税率引き上げに伴うサービス単位数の変更を利用者に周知するとともに、平成27年度に予定されている介護保険法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

事業予定件数

区分	予防ケアプラン	介護ケアプラン	合計
月	11件	95件	106件
年	132件	1,140件	1,272件

(8) 訪問介護事業・予防訪問介護事業

介護保険制度に基づき、要介護及び要支援認定を受けた方が、自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、次のような各種支援を行う。

- ① ケアマネジャーが作成する居宅サービス計画に基づいて、訪問介護サービス計画を作成し、利用者の自立を支援する。
- ② 利用者が日常生活を営むうえで必要な相談・援助に対応する。
- ③ ヘルパーの資質向上を目的に、定期的に研修を実施するとともに、積極的に個別研修の受講を勧める。また、国家資格である介護福祉士の資格取得を支援する。
なお、食品衛生に関する知識の向上を目的とした食品衛生講習会については、市民活動推進係との合同実施とする。
- ④ サービス事業所としての質の向上を目的とした特定事業所加算（Ⅱ）を継続する。
- ⑤ ヘルパーの健康状態の把握と意識の高揚を目的とし、健康診断や腸内細菌検査を実施する。
- ⑥ 平成24年4月に改正された介護保険法に基づき、利用者数を把握しつつ、質の高いヘルパーを確保するため、労働条件の向上に努める。
- ⑦ 平成27年度に予定されている介護保険法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

事業予定件数

区分	要支援	要介護	合計	利用回数	利用時間
月	13件	27件	40件	480回	470時間
年	156件	324件	480件	5,760回	5,640時間

(9) 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法における居宅介護事業）

障害者総合支援法における居宅介護事業の障害認定を受けた身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が自分の有する能力に応じた生活を在宅において営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣する。また、市内のグループホーム等に居住する方へ地域生活支援事業における移動支援事業を提供する。

- ① 本人の意向を聞き、居宅介護計画を作成し、利用者の自立を支援する。
- ② 利用者が日常生活を営むうえで必要な相談・援助に対応する。
- ③ ヘルパーの資質向上を目的に、定期的に研修を実施するとともに、積極的に個別研修の受講を勧める。また、国家資格である介護福祉士資格や同行援護従事者資格の取得を支援する。
- ④ サービス事業所としての質の向上を目的とした特定事業所加算（Ⅱ）を継続する。
- ⑤ ヘルパーの健康状態の把握と意識の高揚を目的とし、健康診断や腸内細菌検査を実施する。
- ⑥ 平成24年4月に改正された障害者総合支援法に基づき、利用者数を把握しつつ、質の高いヘルパーを確保するため、労働条件の向上に努める。
- ⑦ 平成27年度に予定されている障害者総合支援法の改正に関する情報を的確に把握し、今後の事業展開について検討する。

事業予定件数

区分	居宅介護	移動支援	合計	利用回数	利用時間
月	25件	8件	33件	175回	390時間
年	300件	96件	396件	2,100回	4,680時間

(10) 生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業

（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

ア 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金貸付事業は、所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、民生・児童委員の相談援助活動のもと、貸付基準（生活費の不足ではない具体的な利用目的があり、他の資金が利用できず、未払いで償還の見込みが立つ）に該当する世帯に対し、資金の貸付と必要な援助活動を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に実施するものであり、相談200件、申込5件を見込んでいる。

① 福祉資金

障がい者用自動車の購入に必要な経費や、福祉用具の購入に必要な経費など。

② 教育支援資金

学校に入学する際に必要な費用や、授業料に必要な経費など。ただし、学生支援機構・国の教育ローン・市民ローン・母子（女性）福祉資金で対応できない方が対象です。

③ 総合支援資金

低所得世帯等に対するセーフティネット施策として、行政やハローワークと連携を取り、失業などにより生活の維持が困難な世帯で、失業手当や生活保護等の公的給付や、ハローワークでの公的貸付を受けることができず、住居を有しているか住宅手当（住居を喪失または喪失するおそれのある世帯に、あきる野市で家賃分を給付する事業）の申請を行い、住居の確保と自立した生活と償還を見込める世帯に対して、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度。

（ア）生活支援費 生活再建までの生活費の貸付

（イ）一時生活再建費 低家賃の住居への転居や家具などの購入費用の貸付

(ウ) 住宅入居費 住宅手当申請者のための敷金・礼金等の費用の貸付

④ 不動産担保型生活資金

高齢者世帯が土地や家屋を担保に、将来その住居に住み続けるための費用などの貸付を行う制度。

イ 臨時特例つなぎ資金貸付事業

あきる野市に住居希望の住居のない離職者で、離職者を支援する失業給付や生活保護・住宅手当等の公的給付及び公的貸付制度の申請を受理されている方で、給付開始までの生活に困窮している世帯に10万円までの資金を貸付け、給付までの生活を送れるようにすることを目的に実施した事業が、継続事業となったため申込2件を見込んでいる。

(11) 手話通訳奉仕員派遣受託事業（あきる野市からの受託事業）

聴覚障がい者及び言語障がい者に対する福祉の増進を目的として、家庭生活及び社会生活を営むうえで支障がある場合に手話通訳奉仕員を派遣するため、あきる野市から事業を受託する。

- ① あきる野市に登録する手話通訳奉仕員の意識向上及び手話技術維持・向上を目的に研修会を実施する。
- ② 研修会の計画や自主的な学習会等を行うため、手話通訳奉仕員連絡会を開催する。
- ③ 本事業の利用拡大をあきる野市とともに協議・検討する。
- ④ 平成23年度に登録した奉仕員へ派遣要請をおこなうとともに、不安を解消するための側面支援を継続しておこなう。
- ⑤ 原則として、毎月1回、あきる野市役所本庁舎へ行政サービスの向上を目的として、ボランティアによる奉仕員を派遣する。

事業利用予定数等

区分	利用者数	利用回数	利用時間
月	2人	2回	3時間
年	24人	24回	36時間

(12) 地域福祉権利擁護事業（東京都社会福祉協議会からの受託事業）

認知症や物忘れのある高齢者、知的障がい者、精神障がい者を対象に、利用者本人が支援計画や契約内容に合意した上で、利用者本人と契約を結び、生活支援員が有償で次のようなサービスを実施する。

なお、本年度契約者数は、14名を見込んでいる。

ア サービス実施内容

① 福祉サービスの利用に関する援助

福祉サービスの情報提供、福祉サービスを利用、または利用をやめるために必要な手続き、福祉サービスの利用料の支払い手続き、福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続きなど。

② 日常的な金銭管理サービス

各種手当の受領に必要な手続き、税金、社会保険料、公共料金、医療費、家賃などの支払い手続き、日常生活に必要な預金の払い戻し、預け入れなどの手続き。

③ 書類等の預かりサービス

年金証書、預貯金の通帳、権利証など大切な書類を金融機関の貸金庫で預かる。

イ 周知活動の強化

① 講座等の開催

市民、高齢及び障がい者団体等、対象者の所属する団体及び関係機関等に出向き地域

福祉権利擁護事業や成年後見制度についての講座等を開催し、事業内容の周知を進め、成年後見制度への理解を広める。

- ウ 関係機関との連携
地域包括支援センター等関係機関との連携をはかり、必要があれば適切な機関につなぐ。
- エ 相談受付の強化
相談受付票を活用し相談内容を分析することにより、権利擁護に関する地域ニーズの把握を行う。

(13) 成年後見制度推進事業（あきる野市からの受託事業）

- ア 福祉サービス総合支援事業
 - ① 利用者サポート
 - (ア) 福祉サービスの利用に際しての苦情対応
高齢者や障がいのある方、その家族や関係者を対象に、福祉サービスの利用にかかわる困りごとなどの相談を受ける。
 - (イ) 判断能力不十分な人々の権利擁護相談
高齢や障がいにより判断能力が不十分な方を対象に、悪徳商法等による被害や日常金銭管理などの相談を受ける。
 - (ウ) 成年後見制度の利用相談
親族やご本人による申立が必要になった場合、申立に必要な書類の取得方法や、書き方など、実際に申立を行う方への支援を行う他、成年後見制度申立支援団体等の紹介を行う。
 - (エ) その他福祉サービス利用に関する専門的な相談
 - ② 福祉サービス利用援助事業
 - (ア) 福祉サービス利用援助事業の対象拡大の実施
要支援・要介護高齢者等の支援が必要な高齢者及び身体障害者に対する、福祉サービス利用援助事業を実施するとともに、地域の関係機関へのPR活動を行う。
 - ③ 苦情対応機関等の設置
福祉サービスの利用に際しての苦情及び判断能力不十分な方の権利擁護に関する相談に対し、司法書士等による専門相談を実施する。
年6回開催予定。1回の相談で3ケース対応。
- イ 成年後見活用あんしん生活創造事業
 - ① 成年後見制度推進機関の運営
 - (ア) 成年後見人等の支援
親族後見人等による後見等業務を支援するため、研修会、連絡会を企画・運営する。
 - (イ) 地域ネットワークの活用
成年後見制度の円滑運営を図るため、地域の関係機関への周知を行ない、地域ネットワークの形成を検討する。
 - (ウ) 運営委員会等の設置
司法書士等の専門職や民生委員等で構成する「成年後見制度推進運営委員会」を設置し、成年後見制度に関する事業の適切な運営を図る。年3回開催予定。

(14) 受験生チャレンジ支援貸付事業（あきる野市からの受託事業）

一昨年度新設された低所得者・離職者対策事業の一つである、受験生チャレンジ支援貸付事業（低所得世帯に対し、学習塾等受講料及び大学受験料へのチャレンジ支援貸付事業の受付を行うもの）を社協で受託し実施する。

なお、相談130件、申込30件の申込みを見込んでいる。

貸付対象要件

- ① 世帯の生計中心者で都内に引き続き1年以上在住（住民登録が必要）。
- ② 生計中心者の課税所得が年額60万円以下であること。
- ③ 世帯全体で預貯金等資産の保有額が600万円以下。
- ④ 土地・建物を保有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物を除く）。
- ⑤ 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと。

(15) 介護支援ポイント制度受託事業（あきる野市からの受託事業）

介護支援ポイント受託事業管理機関として、次の業務を行う。

- ア 介護支援ボランティアの登録及び管理
- イ 介護支援ボランティア手帳の交付
- ウ 介護支援ボランティアのボランティア活動先の調整等
- エ 評価ポイントの付与及び管理
- オ 評価ポイント転換交付金の資金管理及び交付

4 公益事業特別会計

(1) 地域包括支援センター事業（あきる野市からの受託事業）

五日市地区を担当する地域包括支援センター事業をあきる野市から受託し、次の事業を実施するほか、関係機関及び関係団体との連携を推進・強化し、地域の高齢者及びその家族が安心して暮らせるよう支援していく。

- ア 指定介護予防支援事業 [年間予定数 996件（委託分含む）]

指定介護予防支援事業所として、介護保険認定、要支援1及び要支援2の方への介護予防サービス計画書作成を通じ、自立に向けた支援を推進する。

- イ 包括的支援事業

高齢者はつらつセンターや関係機関及び地域の関係者等との連携を強化し、事業を実施する。

- ① 介護予防ケアマネジメント業務

五日市地区の二次予防事業対象者が要介護状態になるのを予防するため、必要な援助を行う。

- ② 総合相談支援業務 [年間予定数：2,000件]

五日市地区の高齢者の相談窓口として、総合相談を受け、困難ケースについては、係内で情報を共有化し、チームアプローチを強化し対応する。併せて各関係者とも連携し、継続的な支援を実践していく。

- ③ 権利擁護業務

高齢者はつらつセンター、市の各担当部署及び各関係者と連携を図り、専門的・継続的な視点から五日市地区の高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、サービス事業者、民生委員、ふれあい福祉委員とのネットワークを密にする。高齢者はつらつセンターと連携し、介護支援専門員への支援、サポート研修等を企画し実施する。

- ウ 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域でその人らしい生活を継続できるように介護者等に地域の実情に応じた必要な事業を行う。

- ① 認知症サポーター養成講座の実施

②介護教室等の実施

【重点項目】

- 1) 認知症の人も住みやすい地域づくりに力を入れる。
- 2) 地域ケア会議で活発な意見交換ができるよう工夫する。

(2) 秋川ふれあいセンター施設管理・運営事業(指定管理制度によるあきる野市からの受託事業)

あきる野市から受託した秋川ふれあいセンターを、地域に根付いた福祉活動の拠点とし、多くの市民が活用できるよう施設管理・運営事業を積極的に展開していく。

ア 施設維持管理事業

秋川ふれあいセンターを、市民が安全で安心かつ快適に使用できるように、法律等に基づき、センター内の機器、施設の点検、検査、保守等の業務を行うとともに、施設の状況を常に点検・把握して良好な維持管理に努める。

イ 施設貸出し事業

センターの貸出し施設である「ふれあいホール」「会議室」「寿の間」を、施設利用者の利便性の向上及び充実を図るため、窓口業務を実施する。

また、展示、講演会、ホームページ、施設のPRパンフレット等を活用し、多くの市民に利用していただけるように努める。

貸出し計画

施設区分	ふれあいホール	会議室(1・2・3)	寿の間
利用予定者数	300件16,000人	550件5,200人	200件5,000人

ウ 施設活用事業

高齢者、障がい者、子育て世代等を対象に、様々な公演、研修、講習会等を実施する地域活動の拠点としての活用を図る。また、ボランティア団体等の活動が充実するよう開かれた施設を目指し、地域に根ざした福祉活動に活用する。

また、ボランティアの協力により美しく明るい気持ちが良い施設となるように、センターの庭の花壇づくりをするとともに、施設内の掲示や配置をわかりやすいものに変える。

5 収益事業特別会計

自動販売機設置運営事業

あきる野市の公共施設に設置される自動販売機については、市が直接管理することになったが、継続して設置方法等を模索する。

6 就労支援事業特別会計

(1) こすもす福祉作業所

事業の方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号。「以下、障害者総合支援法」)に基づく、生活介護事業、就労継続支援B型事業を実施する。

生活介護事業では、障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号以下「施行規則という。」)第二条の四に規定するものに対して、排せつ又は食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、その他諸活動を適切かつ効果的に実施する。

就労継続支援B型事業では、障害者総合支援法施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に実施する。

ア 障がい者の社会参加と自立を目指す施設運営を基本とした実践

障がいがあってもその方が持っている能力を使って、生まれ育った地域社会の中で自立して生活して行けることが最も重要との考えに立ち、施設の運営に当たっては、利用者一人一人の障がいの特性や性格、本人と家族の希望や生活感に合わせた援助を個別に設計し、実現する。

援助の実践にあたっては、地域の皆様と協力して、障がい者に対する理解が深まり、地域社会に障がい者が暮らすことがあたりまえとなるような事業の運営を進める。

また、福祉職を目指す実習生、学生の職業体験プログラムを積極的に受け入れ、福祉社会を支えるための人材育成に努力する。

イ 平成26年度の重点方針

地域の理解、ご家族の積極的な関わりを柱に、利用者、一人一人が抱える問題と向き合い、希望や特性を重視した活動を提供するため、平成26年度については、以下の点を重点目標として取り組む。

1) 個別支援の強化

利用者、ご家族と面談を実施し、個別支援計画を作成するとともに、一定期間ごとに成果の確認と内容の点検を行いひとり一人の利用者にあつた支援を行う。

2) 総合的な健康管理・指導体制

嘱託医師、委託歯科医師、看護師が連携して総合的な健康管理・指導体制を実現する。

3) 送迎の強化

自主通所の意欲を尊重しつつ、ご家族の希望や状況に応じて、利用者の自宅までの送迎を実施する。

4) ご家族を含めた生活相談・情報提供・他機関との連携の強化

社会福祉士等の資格を持つ生活相談員を配置し、さまざま相談に応じるとともに、関係福祉機関、医療機関、行政と連携して、問題の解決をサポートする。

5) 震災時の対応力・安全対策の強化

災害時対応マニュアルを作成し、受け渡し訓練、震災時避難訓練を実施するとともに、災害用食糧等を備蓄し、震災時の対応力、安全対策を強化する。

6) 実習生、学生の職業体験プログラムの積極的な受け入れ

社会福祉士実習指導資格者を施設に配置し、市内在住の福祉系大学、専門学校生を指導するとともに、市内中学校、高校の職業体験プログラムを受け入れ福祉教育を推進する。

7) 地域と連携した活動の強化

地域行事への参加、地域企業との生産活動での協力、学校・保育園との交流、地域奉仕活動の実施など地域と連携した活動を強化する。

活動内容

ア 生産活動（就労継続支援B型）

自主製品作り、企業からの作業委託を受ける授産事業、アルミ缶を回収・整理し回収業者に販売する廃品回収事業等を通じて、就労の機会を提供するとともに、利用者が生産する喜びや社会性を身に付ける支援を行う。各作業にあたっては、利用者の障がい特性や適性を考慮し、作業用具等の道具を工夫して、それぞれの利用者が作業をできるように、きめ細かな指導・支援を行う。

また、自主製品の販売・企業からの委託料より発生した利益を工賃として利用者に支給し、利用者が自信や目標を持って活動できるようにする。

イ 生産活動（生活介護）

自主製品作り、企業からの作業委託を受ける授産事業、アルミ缶・牛乳パックを回収・整理し回収業者に販売する廃品回収事業を通じて、利用者が生産する喜びや社会性を身に付ける支援をする。活動にあたっては、利用者の障がい特性や適性を考慮し、それぞれが参加できる作業・生産活動を用意し、きめ細かな指導・支援を行う。

また、製品の販売・企業からの委託料より発生した利益を工賃として利用者に支給し、利用者が目標を持って自主的に活動に取り組めるようにする。

ウ 日常・生活訓練・指導

挨拶や返事をする、けじめをつけるなど社会生活や集団生活において重要なことを身に付けられるよう日々の活動の中で指導・支援する。また、自立に向け、一日の流れの中で着替え、食事、トイレなどの生活訓練を行う。利用者が自分でできることは自分で行えるよう見守り、できない部分を職員が支援することを心がける。支援の方法は、個別支援計画に沿って、利用者ひとりひとりの能力、状況に合わせた指導・支援を個別に行う。また、外出行事、社会見学等を通じて、交通ルールや外出先でのルールを守れるよう指導する。

エ 文化活動

生産活動とは異なる自由な創作活動や体育的集団活動を通して、利用者の新たな興味の発見、情緒の安定、集団の一員としての自覚を促すとともに、自己を生かす能力を養う。

- ・音楽教室 専門講師の指導により音楽に合わせて唄ったり・踊ったり、リズムに合わせて楽器に挑戦し自己表現をする機会を作るとともに、音楽がもたらす癒しの効果で情緒安定を図る。(月1回)
- ・体操教室 専門講師の指導による体操を実施し身体能力の向上維持、リズム感、身体感覚を向上させる。(月2回)

オ レクリエーション活動

カラオケやボウリングなど利用者が楽しめる外出行事や季節ごとのプログラムを毎月、提供する。

- ・外出行事 初詣、カラオケ(市内施設)、ボウリング大会、お花見等
- ・施設内行事 クリスマス会、新年会等

カ 健康維持活動

- ・体を動かす機会を設け、運動不足を解消し健康を維持する。週に1回～2回程度、近隣の公園での歩行やホールを使用する軽スポーツを行う。

キ その他の活動

職員の研修計画

質の高いサービスは、なにより質の高い職員によって支えられるという考えに立ち、モチベーションを維持し、利用者の尊厳を守る専門意識の高い職員の育成を行う。

職員研修目標

- ・専門職としての価値・倫理の確立
- ・よりよいサービスのための専門知識・技術の習得
- ・チームケアに基盤をおいたコミュニケーション能力、指導力の育成

職員教育方法

ア OJT(仕事上指導)

指導的な職員からの現場での指導、ケースワーク、各職場・職種ごとのミーティングや研究会を重ねて行く中で職員を育成する。また、指導を重ねて行く中で、指導的な立場の職員が教育技法を習得することで、管理職員としての資質を高める。

イ Off-JT(集合研修)

ウ 初任者研修(採用時)

当社協の組織と目標、尊厳、公平、人権への理解、利用者一人ひとりの個別性、自己決定を重視する等の倫理面、また、個人情報保護と災害時等の対応といった仕事を進める上での基礎となる事項の研修。

エ 定例技術研修（年1回） 全職員対象

日常生活上の支援、介護の技術、障がい者福祉への理解を深める研修。

オ 個人情報保護研修（年1回） 全職員対象

個人情報保護の背景、法の趣旨、当社協の方針・規程などの研修。

カ 苦情対応研修（年1回） 全職員対象

利用者への対応方法、当社協の方針・規程などの研修。

外部研修 常勤職員対象

指導的な職員を中心に職種ごとに、東京都社会福祉協議会、保健所、関係団体等が主催する研修に参加する。

その他 常勤職員対象

自己啓発および能力開発のため、資格取得を支援する。

（２） 希望の家・ひばり分室（あきる野市障害者通所支援施設）

事業の方針

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。「以下、障害者総合支援法」）に基づく、生活介護事業を実施する。

生活介護事業では、障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号以下「施行規則」という。）第二条の四に規定するものに対して、排せつ又は食事の介護等を行い、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、その他諸活動を適切かつ効果的に実施する。

ア 障がい者の社会参加と自立を目指す施設運営を基本とした実践

障がいがあってもその方が持っている能力を使って、生まれ育った地域社会の中で自立して生活していけることが最も重要という考えに立ち、施設の運営に当たっては、利用者一人一人の障がいの内容や性格、本人と家族の希望や生活感に合わせた援助を個別に設計し、実現する。

援助の実践にあたっては、地域の皆様と協力して、障がい者に対する理解が深まり、地域社会に障がい者が暮らすことがあたりまえとなるような事業の運営を進める。

また、福祉職を目指す実習生、学生の職業体験プログラムを積極的に受け入れ、福祉社会を支えるための人材育成に努力する。

イ 平成26年度の重点方針

希望の家（主たる事業所）、ひばり分室（従たる事業所）とも障がい者や保護者、それを支える地域の方の思いが大きな力となり実現された施設であり、社協が運営することで、地域の理解やボランティアの協力、ご家族の積極的な関わりが維持されてきた。

また、「障がい者の社会参加と自立を目指す」運営方針を柱に、利用者、ご家族一人一人が抱える問題と向き合い、希望や特性を重視した活動を提供してきた実績を踏まえ、平成26年度については、以下の点を重点目標として取り組む。

1) 個別支援の強化

前年の個別支援計画を利用者、ご家族とともに評価し、新たな個別支援計画を作成するとともに、一定期間ごとに成果の確認と内容の点検を行い生活能力の改善等を進める。

2) 総合的な健康管理・指導体制

利用者への毎日の健康チェックを実施するとともに、嘱託医師、委託歯科医師、看護師が連携して総合的な健康管理・指導体制を実現する。

3) 送迎の強化

自主通所の意欲を尊重しつつ、ご家族の希望や状況に応じて、利用者の自宅までの送迎を実施する。

4) ご家族を含めた生活相談・情報提供・他機関との連携の強化

社会福祉士等の資格を持つ生活相談員を各施設に配置し、さまざま相談に応じるとともに、関係福祉機関、医療機関、行政と連携して、問題の解決をサポートする。

5) 震災時の対応力・安全対策の強化

災害時対応マニュアルに基づき、受け渡し訓練、火災・震災時避難訓練を実施するとともに、災害用食糧等を備蓄し、震災時の対応力、安全対策を強化する。

6) 実習生、学生の職業体験プログラムを積極的に受け入れ

実習生への社会福祉士指導資格者を施設に配置し、市内在住の福祉系大学、専門学校生を指導するとともに、市内中学校、高校の職業体験プログラムを受け入れ福祉教育を推進する。

7) 地域と連携した活動の強化

地域行事への参加、地域企業との生産活動での協力、学校・保育園との交流、地域奉仕活動の実施など地域と連携した活動を強化する。

活動内容

ア 生産活動（希望の家）

アルミ缶整理作業、企業・団体からの受注作業、自主製品作りなど、通所者それぞれの能力に応じた作業を通して、通所者の意欲を引き出し、やりがいや喜びを感じられるよう支援する。生産活動で得た収益は通所者に工賃として還元する。

イ 日常・生活訓練・指導

挨拶や返事をする、けじめをつけるなど社会生活や集団生活において重要なことを身につけられるよう日々の活動の中で指導・支援する。また、自立に向け、一日の流れの中で着替え、食事、トイレなどの生活訓練を行う。利用者が自分でできることは自分で行えるよう見守り、できない部分を職員が支援することを心がける。支援の方法は、個別支援計画に沿って、利用者一人一人の能力、状況に合わせた指導・支援を個別に行う。また、外出行事、社会見学等を通じて、交通ルールや外出先でのルールを守れるよう指導する。

ウ 文化活動

生産活動とは異なる自由な創作活動や体育的集団活動を通して、利用者の新たな興味の発見、情緒の安定、集団の一員としての自覚を促すとともに、自己を生かす能力を養う。

【希望の家】

- ・ 絵画教室 専門講師の指導による油絵、アクリル画等テーマを決めて作成する（隔月）
- ・ リトミック教室 専門講師の指導によるリトミックを実施し、身体能力の維持向上、リズム感、身体感覚の向上を図る。（毎月1回）
- ・ 体操教室 外部講師を招き個々の運動能力に合わせた体のストレッチや体操などを行い、健康維持を図る。（毎月1回）

【ひばり分室】

- ・ 美術教室 専門講師の指導により絵画等を作成し、自己表現を養う機会とする。（隔月）
- ・ 音楽教室 外部講師を招き音楽を通じて自己表現を養うとともに、他人とのコミュニケーションの方法を養う。（毎月1回）
- ・ 体操教室 外部講師を招き個々の運動能力に合わせた体のストレッチや体操などを行い、

健康維持を図る。(毎月1～2回)

エ レクリエーション活動

カラオケやボウリングなど利用者が楽しめる外出行事や季節ごとのプログラムを提供する。

- ・外出行事 バスハイク、カラオケ、ドライブ、お花見等
- ・施設内行事 クリスマス会、新年会等

オ 地域交流・社会参加活動

祭礼等地域の行事に積極的に参加するとともに、道路清掃等の活動を取り入れ、地域社会とのかかわりがもてるようにする。

また、ボランティアの受け入れや交流にも取り組む。

【共通】

ボランティア団体である、さわやか倶楽部との交流会を年2回(7月・1月)設ける。

【希望の家】

施設周辺の道路清掃をし、町内の美化活動に参加する。

地元の地域行事に参加する。

【ひばり分室】

秋川ふれあいセンター周辺の道路清掃や落ち葉掃きを定期的実施する。

カ 職員研修の実施

質の高いサービスは、なにより質の高い職員によって支えられるという考えに立ち、モチベーションを維持し、利用者の尊厳を守る専門意識の高い職員の育成を行う。

7 歳末たすけあい運動特別会計

共同募金の一環である歳末たすけあい運動を、12月1日～12月31日までの期間で実施する。

また、募金活動に関しては、「歳末たすけあい・地域福祉募金」の名称で、窓口や広報を通じて広く市民に周知し、町内会・自治会の協力を得て実施する。

なお、募金の活用に関しては、申請された事業を東京都共同募金会が審査し、地域福祉の推進を図る事業へ配分される。

募金目標額：6,900,000円

8 その他の事業

(1) 東京都共同募金会事業(赤い羽根共同募金)

東京都共同募金会あきる野地区協会の事務を担当し、赤い羽根共同募金運動に協力する。

また、一昨年に設置した配分推せん委員会により、市内の福祉施設・団体からの申請を受け付け、東京都共同募金会に配分の推せんを協議する。

なお、募金の配分を受けた福祉施設・団体の事業内容は、赤い羽根データベース「はねっと」にて広く市民に情報公開する。

(2) 日本赤十字社事業

ア 日本赤十字社東京都支部あきる野市地区事務局活動を市に代わって実施する。

- ① 赤十字社員(会員)・活動資金(社資)募集における、収納事務を行う。
- ② 火災・風水害等による罹災世帯に対し、災害救援品を配付する。
- ③ 各種災害等における義援金受付事務を行う。
- ④ 日本赤十字社東京都支部、あきる野市赤十字奉仕団との協働事業として、赤十字減災

セミナーを開催する。また、町内会・自治会をはじめとした地域団体と災害啓発の講座等を企画・実施する。

イ あきる野市赤十字奉仕団事務局活動

あきる野市赤十字奉仕団が行う、年間に渡るボランティア活動・講座・研修における事務局を担当する。

(3) 各種団体支援事業（市の事業を代行）

高齢者等を対象とした各種事業を実施する団体の育成・活動支援を実施する。

ア あきる野市高齢者クラブ連合会事務局事業

市内の43クラブで組織する、あきる野市高齢者クラブ連合会の事業運営及び関係機関との連絡調整事務を行う。

イ あきる野市遺族会事務局事業

市内7支部で組織する、あきる野市遺族会の事業運営及び関係機関との連絡調整事務を行う。

(4) あきる野市介護事業者連絡協議会事務局事業

市内を事業の実施地域とする99の介護サービス事業者による連絡協議会の事務局業務を担当する。

(5) チャリティ事業への支援

ア あきる野市民チャリティゴルフ大会

市民相互の親睦と福祉に貢献することを目的に組織された実行委員会及びあきる野市内のゴルフ場（東京五日市カントリー倶楽部・立川国際カントリー倶楽部）の協力により実施する、あきる野市民チャリティゴルフ大会を支援する。

【開催予定】

第35回大会：4月21日（月）東京五日市カントリー倶楽部 募集定員260名

第36回大会：未定

イ 福祉バザー

収益金を社協に寄付し地域福祉に寄与することを目的に、町内会・自治会、ふれあい福祉委員会、ボランティア団体等の協力により組織された実行委員会が実施する第19回福祉バザーを支援する。

【開催予定】

会場	日程	開催場所
五日市会場	準備日：10月18日（土） 販売日：10月19日（日）	五日市会館
秋川会場	準備日：10月25日（土） 販売日：10月26日（日）	秋川ふれあいセンター